

やすらぎ会員規約

第1条（会員）

1. やすらぎ会員（以下「会員」といいます）とは、(株)JA 静岡市やすらぎセンター（以下「当社」といいます）が選定する各種サービス（以下「会員向けサービス」といいます）を受けるために、本規約に同意のうえ静岡市農業協同組合（以下「JA」といいます）の各店舗にて「やすらぎ定期積金」もしくは「やすらぎ定期貯金」または「ささえ定期貯金」（以下「やすらぎ貯金等」といいます）をご契約頂いた個人をいいます。
2. やすらぎ貯金等のご契約条件は、次の各号の通りです。
 - (1) やすらぎ定期積金は、給付契約金額180千円以上、契約期間2年間以上。
 - (2) やすらぎ定期貯金は、預入金額500千円以上、預入期間1年間以上。
 - (3) ささえ定期貯金は、やすらぎ定期積金の給付契約金額を預入金額とし、預入期間は商品により異なりますが1か月以上。
3. 会員向けサービスとは、次の各号をいいます。
 - (1) 次の①、②のいずれかに該当する当社施行のご葬儀は、祭壇等の葬儀費用を割引いたします。（ただし、一部商品を除きます）
 - ①会員または会員同居のご家族が故人となったとき。
 - ②会員が非同居の故人に対し喪主もしくは施主をお務めになるとき。
 - (2) 葬儀の事前相談、法事等仏事に関するご相談をお受けします。
 - (3) 葬儀後に、忌明けまでにご準備頂きたい事項等について説明にお伺い致します。
 - (4) 当社で葬儀施行後、相続、年金等に関する相談または専門家の紹介をします。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、会員への事前通知または承諾なくして、本規約の変更ができるものとします。
2. 本規約を変更した場合、以下のいずれかの方法により会員に告知します。
 - (1) 当社のホームページに掲載する方法。
 - (2) その他、当社が適当と判断する告知の方法。

第3条（会員向けサービスの制限）

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本サービスの割引を対象外とします。

- (1) 「やすらぎ定期積金」の掛金の掛込が中断または遅延している。
- (2) やすらぎ貯金等に差押、仮差押又は滞納処分がある。
- (3) 破産、民事再生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けた。

第4条（会員向けサービスの内容変更・追加）

当社は、会員への事前通知なくして本サービスの内容を変更または追加することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

なお、変更・追加をした場合は、ただちに当社ホームページにその内容を掲載します。

第5条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当する場合に会員資格を喪失します。

- （1）契約している「やすらぎ貯金等」を全て解約したとき。
- （2）当規約第6条1項又は2項の各号の一にでも該当し、会員資格を継続することが不適切であると当社が認め、会員資格喪失の通知をしたとき。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- （1）暴力団
- （2）暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- （3）暴力団準構成員
- （4）暴力団関係企業
- （5）総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
- （6）その他前各号に準ずる者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約するものとします。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または詐欺、暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

第7条（個人情報の共同利用）

会員は、当社が取得した情報に加え JA が取得した以下の情報（総称して「個人情報」といいます）を当社も利用することに同意します。

- （1）属性情報
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、同一世帯家族構成員、延滞債務有無、破産等の有無、反社会的勢力等該当有無
- （2）契約情報
契約商品、契約番号、契約日、満期日、契約期間、給付契約金額、残高掛込延滞有無、差押等の有無

第8条（準拠法）

この規約などの成立、有効性、解釈、履行などに関しては日本国法が適用されます。

第9条（合意管轄）

会員は、当社との間で紛争が発生し、訴訟の必要がある場合、会員の住所地または当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意します。